その２

有効期間の延長の処分をする理由	

記載要領
１　「住所等」欄には、住所（住所が日本国内にないとき又は当該住所が知れないときは居所）を記載すること。
２　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に　　公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日から３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求ができなくなります。）。
また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、　　公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第９号（第10条関係）

その１

第　　号

禁止命令等有効期間延長処分書

年　月　日

殿

印

有効期間の延長の処分を受ける者	住所等	
	氏名	
	生年月日	年　月　日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第５条第９項の規定により、下記のとおり禁止命令等（　　年　月　日付け　　号）の有効期間の延長の処分をする。

有効期間の延長の処分をする命令の内容	法第５条第１項第１号に掲げる事項	
	法第５条第１項第２号に掲げる事項	
延長後の命令の有効期間		年　月　日から　　年　月　日まで

［様式を加える。］